愛媛県庁本庁舎広告事業事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県庁本庁舎広告実施の取扱に関し必要な事項を定めるものと する。

(広告実施申込書の提出)

第2条 広告取扱業者は、広告事業の実施を希望する場合は、愛媛県庁本庁舎広告事業 実施申込書(別紙1)を作成のうえ、財産活用推進課長に提出し、広告実施の可否に ついて協議しなければならない。

(庁舎の使用許可)

- 第3条 広告取扱業者は、広告等配布事業における広告等の配布に当たっては、愛媛県 庁舎管理規則(昭和34年愛媛県規則第36号(以下、「規則」という。))第7条の許 可申請書を作成のうえ、財産活用推進課長に提出し、庁舎の使用許可を受けなければ ならない。
- 2 財産活用推進課長は、前項の許可を行ったときは、規則第7条第3項に基づく許可証を広告取扱業者に交付するものとする。

(行政財産の使用許可)

- 第4条 広告取扱業者は、パンフレットスタンド及び玄関マット等行政財産の使用を伴う事業を行う場合は、愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則(昭和39年愛媛県規則第49号(以下「取扱規則」という。))に基づく行政財産使用許可申請書を作成のうえ、財産活用推進課長に提出し、行政財産の使用許可を受けなければならない。
- 2 財産活用推進課長は、前項の許可を行ったときは、取扱規則第29条第2項に基づく 指令書を広告取扱業者に交付するものとする。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年1月16日から施行する。

附則

この要領は令和3年2月1日から施行する。 附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

愛媛県庁本庁舎広告事業実施申込書

年 月 日

愛媛県知事様

(広告取扱業者) 住所(所在地) 名 称 代表者職・氏名 担当者・ 氏名

愛媛県庁本庁舎広告事業について、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示 基準、愛媛県庁本庁舎広告実施要領及び愛媛県庁本庁舎広告事業事務取扱要領を遵守のうえ、次のと おり申し込みます。

わり中し込み	5170
広告実施 期 日	年 月 日 ~ 年 月 日
実施する広	
告の概要	
	(住所)
広 告 主	(名称)
	(代表者職・氏名)
	1. 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したこと (はい いいえ)
	はない。
	・食品に係る業種の場合は、食品衛生法(食中毒)、JAS法などの関係法
	令
	・工場等を持つ業種の場合は、水質汚濁防止法や工場立地法などの関係
	法令
	・その他、景品表示法や独占禁止法など関係する法令
	(「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。)
広告主の	
確認欄	
	2.過去2年間に愛媛県から指名停止措置又は不利益処分を受けていない。 (はい いいえ)
	(「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入して下さい。)
	3. 消費者金融、たばこ、ギャンブル(宝くじを除く)、法律に定めのない (はい いいえ)
	医療類似行為、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規
	制される事業を行う業種ではない。
	4. 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営又は運営に関与してい (はい いいえ)
	ない。

※広告の表示基準等については、次表を添付すること。

(別紙1) 広告表示等のチェックリスト 区分 根拠 チェック項目 確認欄 ○広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。 (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの 広 (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの 告 事 (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの 業 実 (4) 政治性又は宗教性のあるもの 施 要 綱 (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの (6) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの 又はそのおそれのあるもの (7) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められ るもの ○次のいずれかに該当する内容の広告は表示することができない。 (1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第2項に 表 規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる 業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むも (2) 責任の所在が不明確なもの (3) 内容が不明確なもの (4) 事実と異なる内容を含むもの 表 示 (5) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの 示 基 (6) 比較広告 (二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述 準 があるものを含む。) (7) クーポン付き広告(県が施策等の広報又は啓発のため作成する印刷物 の場合に限る。) (8) 美観風致を害するおそれがあるもの (9) 国内世論が大きく分かれているもの (10) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの (11) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがある (12) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められ るもの 仕 ○広告実施箇所においては、広告を行っていることが明確に分かるようにしなけれ 様 ばならない。 書

※確認欄に、問題がない場合は○を記入してください。